

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

1 三密を徹底的に回避します

- ・定期的な換気
- ・社会的距離（約2m）の確保
- ・一定の数以上の入場制限

2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の制限
- ・症状のある従業員の出勤制限
- ・手洗いや手指の消毒の徹底
- ・従業員のマスクの着用
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみはビニール袋に入れて密閉
- ・市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を適切に使った清掃
- ・通常清掃後、不特性多数が触れる環境表面を始業前後に清拭消毒

3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計の設置
- ・ビニールカーテン等による対面する場所の遮蔽
- ・共用タオルの廃止（ペーパータオルの使用）、ハンドドライヤーの使用中止

4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約を最大限活用
- ・衣服をこまめに洗濯

5 行いません、行わせません

- ・閉鎖空間での大声
- ・22時以降の酒類提供

6 極力制限します

- ・一度に休憩する人数の制限
- ・対面での食事や会話の制限

7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮

8 新しい働き方に向け努力します

- ・在宅勤務やオンライン会議、書面による理事会等の開催
- ・ローテーション勤務、時差通勤

業種別宣言

9 会員（各酒蔵）において、「新しい生活様式」を推進します

- ・酒類を販売する際は、ビニールカーテン等による遮蔽、コイントレーの利用やキャッシュレス決済の導入等により、飛沫感染・接触感染のリスクを抑制
- ・酒蔵見学は、感染状況等を踏まえて段階的に規模要件（人数上限）を緩和することとし、見学受け入れ時には、次の対策を徹底
 - ▶ 従業員と見学者または見学者同士の距離の確保、見学者のマスク着用や咳エチケットの徹底、見学者の行動管理や使用する物品等の消毒、体調不良者の参加自粛要請、開催時間の短縮検討、試飲提供は極力控え実施する場合は衛生管理を徹底
- ・「手指消毒用エタノール」の需給逼迫を踏まえ、高濃度エタノール製品の製造・販売を検討

10 組合として、「新しい生活様式」を推進します

- ・催物（イベント、会議、研修等）の開催に際しては、上述の酒蔵見学と同等の対策を実施
- ・日本酒等アルコール飲料の家飲みを勧める情報を発信

※これらの取組のほか、酒類業中央団体連絡協議会が示す「酒類業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」を遵守するとともに、HACCP（令和2年6月から義務化された食品の衛生管理手法）に沿った取組を実施します

宣言日： 令和2年6月8日

名称： 埼玉県酒造組合

※詳細はホームページ（<http://>

）をご覧ください



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっちゃん」